

参考資料

関係法令等

1 環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）（抜粋）

第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

- 2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるものにあっては政府が、それ以外の地域又は水域にあってはその地域又は水域が属する都道府県の知事が、それぞれ行うものとする。
- 3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。
- 4 政府は、この章に定める施策であって公害の防止に関するもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

2 環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年11月19日政令第371号）（抜粋）

（環境基本法第十六条第二項の政令で定める水域）

第一条 環境基本法第十六条第二項の政令で定める水域は、別表に掲げる水域とする。

別表（第一条関係）

- 一 河川
 - イ 北上川水系の北上川
 - ロ 阿武隈川水系の阿武隈川
(略)
 - ソ 阿賀野川水系の阿賀野川
(略)
- 二 海域
(略)

3 水質汚濁に係る環境基準(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)(抜粋)

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境(同法第2条第3項で規定するもの)をいう。以下同じ。)を保全するうえで維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)は、次のとおりとする。

第1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準 (抜粋)

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/1 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/1 以下
六価クロム	0.05mg/1 以下
砒素	0.01mg/1 以下
総水銀	0.0005mg/1 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/1 以下
四塩化炭素	0.002mg/1 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/1 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/1 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/1 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/1 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/1 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/1 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/1 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/1 以下
チウラム	0.006mg/1 以下
シマジン	0.003mg/1 以下
チオベンカルブ	0.02mg/1 以下
ベンゼン	0.01mg/1 以下
セレン	0.01mg/1 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1 以下
ふつ素	0.8mg/1 以下
ほう素	1mg/1 以下

2 生活環境の保全に関する環境基準

- (1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。
- (2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。
- ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。
 - イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。
 - ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に考慮すること。
 - エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないよう配慮すること。
 - オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。
 - カ 対象水域が、2以上の都道府県の区域に属する公共用水域（以下「県際水域」という。）の一部の水域であるときは、水域類型の指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付で行うこと。

第2 公共用水域の水質の測定方法等（略）

第3 環境基準の達成期間等（略）

第4 環境基準の見直し

- 1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。
 - (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の追加等
 - (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等
 - (3) 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更
- 2 1の(3)に係る環境基準の改訂は、第1の2の(2)に準じて行うものとする。

別表2 生活環境の保全に関する環境基準 (抜粋)

1 河川

(1) 河川 (湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml以下	第1の2 の(2)に より水域 類型ごと に指定す る水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと。	2mg/l 以上	—	

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
 水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が 生息する水域	0.03mg/l以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息す る水域	0.03mg/l以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml以下	第1の2の (2)により水域 類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	5mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	15mg/l 以下	5mg/l 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/l 以上	—	

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の	基準値		該当水域
		全窒素	全堿	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下	
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下	
III	水道3級(特殊なものを除く。)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下	第1の2の (2)により 水域類型毎に指定する 水域
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/l以下	0.1mg/l以下	

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものという。）
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全亜鉛		
生物A	イワナ、サケマス等比較的の低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下		
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下		
生物B	コイ、フナ等比較的の高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下		
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下		

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質(油 分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されないこと	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出されないこと	
	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	-	

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l以下	0.02mg/l以下	第1の2の(2)により水域類型毎に指定する水域
II	水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/l以下	0.03mg/l以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/l以下	0.09mg/l以下	

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全亜鉛		
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l以下		第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l以下		

4 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の一層の適正化及び水質汚濁防止法の厳正な運用について（平成6年環境庁通知）（抜粋）

平成6年8月30日
環水管第167号
環水規第206号

各都道府県・政令市担当部局長 殿

水質管理課長
水質規制課長

水質汚濁に係る環境基準の水域類型の一層の適正化及び水質汚濁防止法の 厳正な運用について

公共用水域の水質の保全のため、従来から、水質汚濁に係る環境基準（以下「水質環境基準」という。）の水域類型の適切な指定及び水質汚濁防止法による排水規制等がなされているが、今後は特に下記の点に留意の上、水質環境基準の水域類型の指定（以下「水域類型指定」という。）の一層の適正化及び水質汚濁防止法の厳正な運用を図ることにより、公共用水域の保全に万全を期すこととされたい。

記

1 水域類型指定の一層の適正化について

（略）

（1）水域類型指定の見直しについて

水域類型指定の見直しについては、水質環境基準告示第4において「水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴い」、水域類型指定を「適宜改正する」とされていることにかんがみ、現在水域類型指定が行われている委任水域のうち、水域類型指定後の事情の変更に伴って利水状況と水域類型との不整合が生じており、水域の現在及び将来の利用目的等に照らして、水域類型指定を変更する必要があると認められる水域については、速やかに見直しを実施されたい。

特に、現在の水質が水域類型の上位の類型に係る基準値を達成し、この状態が継続している水域については、水質が改善された水域の現在及び将来の利用目的等を十分検討の上、積極的に見直しを行うこととされたい。

5 福島県水環境保全基本計画（平成8年3月策定）（抜粋）

第3章 水環境保全の目標

2 水環境保全目標

（1）水質保全目標

① 公共用水域の生活環境項目の水質保全目標値

県内の公共用水域における生活環境項目の水質保全目標値は、水質環境基準の類型が指定されている水域及び類型がまだ指定されていない水域であって上水道及び簡易水道の水源となっている上流域について、次のとおり設定します。

○水質環境基準の類型指定水域

- ・指定されている環境基準値を目標値とします。
- ・但し、B類型、C類型又はD類型に指定されている水域については、上位の環境基準値を目標値とします。（表3-1）

○水質環境基準の類型未指定水域の水道水源上流域

- ・A類型の環境基準値を目標値とします。
- ・湖沼及び人工湖の全窒素及び全りんは、それぞれII類型の環境基準値を目標値とします。（表3-2）

表3-1 水域の類型が指定されている公共用水域の生活環境項目の目標値

水域	水質保全目標値	
河川	BOD	2mg/L以下 (A類型)
		3mg/L以下 (B類型)
		5mg/L以下 (C類型)
		8mg/L以下 (D類型)
	DO	7.5mg/L以上 (A類型)
		5mg/L以上 (B類型)
		5mg/L以上 (C類型)
		2mg/L以上 (D類型)

※湖沼、海域については省略。

表3-2 水域の類型が指定されていない水道水源上流域の生活環境項目の目標値

水域	水質保全目標値	
河川	BOD	2mg/L以下
	DO	7.5mg/L以上

※湖沼、人工湖については省略。

6 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定の基本的事項について

類型指定は、平成18年6月に一部改正された「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」(以下「処理基準」という。)に基づき行うこととされている。

この中で、類型指定を行うために必要な情報の把握については、下記ア～オの項目について行うこととされている。

- ア 水質の状況
- イ 水温の状況
- ウ 水域の構造等の状況
- エ 魚介類の生息の状況 (下表の分類に従い分類を行う。)
- オ 産卵場及び幼稚仔の生息の場に関する情報

表 主な魚介類の淡水域における水域区分の分類

分類	生物A		生物B		その他	
	主な種類 (和名)		主な種類 (和名)			
	分類1	分類2	分類1	分類2		
魚類	アマゴ・サツキマス	アマゴ、サツキマス	ウグイ	—	アユ ワカサギ	
	ヤマメ・サクラマス	ヤマメ、サクラマス	シラウオ	—		
	イワナ・アメマス	イワナ (エゾイワナを含む)、アメマス	オイカワ	—		
	サケ (シロザケ)	—	フナ類	ギンブナ、ゲンゴロウブナ、その他キンブナ、オオキンブナ等		
	ニジマス	—				
	ヒメマス・ベニザケ	ヒメマス、ベニザケ	コイ	—		
	カジカ	—	ドジョウ	—		
			ナマズ	—		
			回遊性ヨシノボリ類			
			トウヨシノボリ、シマヨシノボリ、クロヨシノボリ、オオヨシノボリ、ルリヨシノボリ等			
その他の生物			ウナギ	—		
			ボラ	—		
			スジエビ	—		
			テナガエビ	—		
			ヒラテテナガエビ	—		
			ミナミテナガエビ	—		
			ヌカエビ	—		
			モクズガニ	—		
			マシジミ	—		
			ヤマトシジミ	—		

出典：「水生生物の保全に係る環境基準の類型指定について」(平成18年6月30日付け環境省水・大気環境局水環境課長通知)より作成

7 処理基準

環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準 －抜粋－

平成13年5月31日 環水企第92号
改正 平成17年6月29日 環水企発第050629002号
環水土発第050629002号
改正 平成18年6月30日 環水大水発第060630001号
環水大土発第060630001号

第1 環境基本法関係

水質汚濁に係る環境基準が類型を当てはめる水域を指定すべきものとして定められる場合の水域の指定（以下「類型指定」という。）に関する事務は、環境基本法第16条第2項に基づき、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）別表に定める水域以外は、都道府県が法定受託事務として行うこととされた。都道府県が事務を行う際には、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「告示」という。）に定めるほか、以下によることとする。

1. 類型指定の必要性の判断

類型指定は、「水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のすべて」を対象に行う必要があるが、湖沼及び海域における全窒素及び全磷に関する環境基準並びに水生生物の保全に係る水質環境基準（以下「水生生物保全環境基準」という。）の類型指定についての判断は以下のとおりとする。

（1）湖沼の全窒素及び全磷に関する環境基準について

1) 湖沼の全窒素及び全磷に関する環境基準の類型指定は、告示別表2の1の(2)のイの備考2において示すとおり、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとするが、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼についてのみ適用するものとする。この場合において、類型指定を行うべき湖沼の条件は水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府令・通商産業省令第2号。以下「規則」という。）第1条の3第1項第1号とし、このうち、全窒素の項目の基準値を適用すべき湖沼の条件は同条第2項第1号とする。

2) 類型指定は、富栄養化の防止を図る必要がある湖沼のすべてにつき行う必要があるが、富栄養化が著しく進行しているか、又は進行するおそれがある湖沼を優先すること。

(2) 海域の全窒素及び全燐に関する環境基準について

1) 海域の全窒素及び全燐に係る環境基準の類型指定は、告示別表2の2のイの備考の2において示すとおり、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。この場合において、類型指定を行うべき海域の条件は規則第1条の3第1項第2号及び同条第2項第2号であること。

2) 類型指定は、富栄養化の防止を図る必要がある海域のすべてにつき行う必要があるが、富栄養化が著しく進行しているか、又は進行するおそれがある海域を優先すること。

3) 当該水域の将来の利用目的については、現在の利水状況だけでなく過去の利水状況も参考としつつ、各地域の関係者の意見等を踏まえて設定すること。

4) 以上のほか、以下の点に留意すること。

①全窒素及び全燐は一次生産者である植物プランクトンの栄養として海域の生態系の維持に必要であり、極端に濃度を低くする必要はないが、逆に全窒素及び全燐の濃度が低い海域であってもその海域固有の生態系が維持されているので、濃度を増加させることが必ずしも好ましいことではない。このようなことを勘案すると、I類型の環境基準については、自然環境保全の利水を優先させる必要がある水域や、現在の低濃度の全窒素及び全燐のレベルを維持することで現在の水産としての利用や生態系の維持を図る必要があると考えられる水域を対象に設定すること。

②富栄養化が進んだ海域、特に湾奥部等では流入河川、気象、海象等の影響を受け空間的・季節的な濃度変動が大きくなりやすい。したがって、類型指定に当たっては、水域区分ごとの全窒素及び全燐の濃度レベルを総体として適切に把握するため、類似した特性を持つ水域ごとに区分するとともに、区分された水域を代表する地点を環境基準点（当該水域の環境基準の維持達成状況を把握するための地点をいう。以下同じ。）として設定すること。

③全窒素及び全燐の濃度は、CODの濃度レベルとも関係があるため、全窒素及び

全縛の類型指定を行う際には、現行のC O Dの環境基準の類型及び水域区分との関連を踏まえて類型及び水域区分を設定すること。その際、利水及び水質の状況の変化等を勘案し、必要に応じ現行のC O Dの環境基準の水域区分を併せて見直すこと。

(3) 水生生物保全環境基準について

- 1) 水生生物保全環境基準の類型指定は、水生生物の保全を図る必要がある水域のすべてについて行うこと。
- 2) 水生生物が全く生息しないことが確認される水域及び水生生物の生息に必要な流量、水深等が確保されない水域については、その要因を検討し、要因の解決により水生生物の生息が可能となった場合に類型指定を行うこと。
- 3) 類型指定に当たっては、水生生物保全環境基準項目による水質汚濁が著しく進行しているか、又は進行するおそれがある水域を優先すること。
- 4) 類型指定を効果的・効率的に進める上で、告示別表2の1の(1)のア、(2)のア及び2のアの項目の欄に掲げる項目（以下「一般項目」という。）に係る環境基準及び告示別表2の1の(2)のイ及び2のイの項目の欄に掲げる項目に係る環境基準の類型指定における水域区分を最大限活用すること。その場合にあって、利用目的の適応性に水産を含まない類型が当てはめられている水域において、溶存酸素量が常に低いレベルで推移するなど、水生生物の生息の確保が難しい水質汚濁の状況になっている場合は、原則として他の水域に優先して類型指定を行う必要はないが、水生生物の生息状況、水質汚濁の状況、将来の利用目的等から、水生生物の保全を図ることが重要であると判断される場合には、優先して類型指定を行うこと。
- 5) 人為的な原因だけでなく自然的原因（鉱床地帯における岩石等からの溶出、海水の混入等をいう。以下同じ。）により検出される可能性のある物質が、当該水域において自然的原因により基準値を超えて検出される可能性があると判断される場合には、類型指定に当たって当該水域の実情を十分に把握すること。また、この場合にあって、自然的原因が明らかに環境基準超過の原因と判断される場合は、水域ごとに超過する項目の環境基準としての適用を除外することもできること。
- 6) 類型指定を行う水域の区分については、以下の点に留意すること。

- ①類型指定を行うべき海域は、内湾及び沿岸の地先海域の範囲とすること。
- ②河川の汽水域については、河川の類型を当てはめること。
- ③汽水湖（汽水域のうち、告示別表2の1の(2)のア又はイが当てはめられる区間をいう。以下同じ。）については、②によらず、当該水域における水生生物の生息状況から、湖沼又は海域のいずれか適切な類型を当てはめること。
- ④水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域については、その水域を厳密に細分して指定することは、実際の水環境管理に当たって混乱が生じるおそれがあることから、これらが連続するような場合にはそれらの水域を一括して指定すること。

2. 類型指定を行うために必要な情報の把握について

（1）類型指定を行うための水質調査の方法について

類型指定を行うための水質調査は、「水質調査方法」（昭和46年9月30日環水管第30号）によること。

（2）水生生物保全環境基準の類型指定に必要な情報の把握について

類型指定に際して、水生生物の生息状況の適応性を判断するため、以下に掲げる事項に係る情報を把握して整理すること。検討に当たっては最近の情報のみならず、過去からの水域の状況の変化についても可能な限り把握すること。

1) 水質の状況

水質の状況については、一般項目、水生生物保全環境基準項目並びに湖沼、海域にあっては全窒素及び全燐について最近の水質の状況に関する情報を把握するとともに、水域の特性を踏まえ、必要に応じて、塩分濃度、透明度等を把握すること。また、水生生物保全環境基準項目による著しい水質汚濁が進行している水域については、水域の特性に応じて、自然的原因を含め、当該水質汚濁の発生源の状況を把握すること。

2) 水温の状況

水温の情報は、類型指定における水生生物の生息状況の適応性を判断するため、河川及び湖沼において可能な限り詳細に把握すること。海域においても基礎的な情報として把握すること。

3) 水域の構造等の状況

水底の底質を構成する材料、主な人工構造物、流れの状況等の情報を、水域の特

性を踏まえ、必要に応じて、水生生物の生息環境に関する基礎的な情報として把握すること。

4) 魚介類の生息の状況

魚介類の生息状況に関する情報は、類型指定における水生生物の生息状況の適応性を判断するため、可能な限り詳細に把握すること。その場合にあって、河川及び湖沼は、生物A類型に該当するイワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物、生物B類型に該当するコイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物の生息状況についてそれぞれ把握すること。生息状況の把握に当たっては、魚介類の採取等による調査結果、水産漁獲状況や水生生物の生息状況に関する調査結果を把握すること。また、必要に応じて、漁獲対象の魚介類を規定している漁業権の設定状況を把握すること。

5) 産卵場（繁殖場）及び幼稚仔の生育場に関する情報

産卵場（繁殖場）及び幼稚仔の生育場に関する情報は、類型指定における水生生物の生息状況の適応性を判断するため、できるだけ詳細に把握すること。この情報の把握に当たっては、産卵場（繁殖場）、幼稚仔の生育場に関する調査結果、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づき指定された保護水面等、各種法令により水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場としての保全の必要性が示されている水域の設定状況を把握すること。また、必要に応じて、一般に幼稚仔の生育にとって重要な場所と考えられる、よどみ、後背水域、水際植生、藻場、干潟、さんご礁等の状況を把握すること。

6) 汽水域に関する情報

河川に区分される汽水域において、海域に主に生息する水生生物（以下「海生生物」という。）が優占して生息する情報がある場合には、当該水域の水質や水生生物の生息状況等の当該水域の特性に関する情報について、1)～5)により把握すること。

3. 類型指定を行う際の水域境界の判断

類型指定を行う際の海域又は湖沼とそれ以外の公共用水域との境界については、以下により判断することとする。

(1) 海域と海域以外の公共用水域との境界

1) 海域と接続する海域以外の公共用水域が河川法（昭和39年法律第167号）第4条

第1項の一級河川である場合には、同法施行令（昭和40年政令第14号）第5条第2項の河川現況台帳の図面に記載されているところをもって、海域との境界とする。

ただし、1. の(3)の⑥により、海域の類型を汽水湖に当てはめた場合を除く。

2) 当該公共用水域が1)の河川以外の河川である場合にあっては、次によること。

①河口において突堤又は防波堤が突出している場合には、両岸の突堤又は防波堤の

先端を結んだ線をもって、海域との境界とする。

②河口において河川護岸又は河川堤防とが明らかに区別できる場合は、両岸の河川

護岸、又は河川堤防の先端を結んだ線をもって、海域との境界とする。

③①及び②に該当しない河川等にあっては、左右岸の河川堤防法線又は河川部分の

水際線を海域に延長した線と海岸部における通常の干潮時の汀線との交点を結んだ線をもって、海域との境界とする。

3) 河口部が河川区域であると同時に港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第3項

の港湾区域又は漁港法（昭和25年法律第137号）第2条の漁港である場合であって、

港湾又は漁港以外の河川区域に対し港湾区域又は漁港である部分の幅が大幅に拡大し、流水が停滯性を示しているときは、前記1)及び2)にかかわらず当該河口部は海域として取り扱う。

(2) 湖沼と湖沼以外の公共用水域との境界

1) (1)の2)の③に準じて判断することとする。

2) この場合において、湖沼の汀線は渴水時の汀線とする。なお、人造湖の場合にあっては、その上流端は、渴水時のバックウォーターの終端とする。

4. 類型指定の見直し

上記1.～3.に準ずることとする。

なお、水生生物保全環境基準の類型指定については、水生生物の生息状況の変化等事情の変更があれば、適宜見直しの検討が必要となるため、水質汚濁防止法第15条に基づく常時監視における環境基準項目等の水質の状況の把握のほか、水生生物の生息状況等、類型指定を行うために必要な情報を把握、整備しておくこと。

(以下 略)